



2024年9月20日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高田 和彦
(コード番号 5911 東証プライム)
問合せ先 総務部長 並木 健
(TEL 03-3453-4111)

株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、2018年5月14日付取締役会において、当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度のために設定済みである信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、その導入については2018年6月27日開催の第154回定時株主総会において承認決議されました。また、2021年6月21日付取締役会において本制度の継続を決議しており、2022年6月28日開催の第158回定時株主総会において本制度の対象者を「社外取締役を除く取締役」に変更、2024年6月26日開催の第160回定時株主総会において本制度の対象者を「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）」に変更し、承認決議され、同日の当社取締役会で本制度の継続を決議し、現在に至るまで本制度を継続しております。

今般、当社は本日付会社法第370条に基づく取締役会決議に替わる書面決議において、本制度について、本信託の受託者が当社株式を追加取得するための金銭を当社が追加信託することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の執行役員ならびに当社の子会社の取締役（非常勤取締役を除く。）及び執行役員（以下、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と併せて「取締役等」と総称します。）に対しても、本制度と同様の制度を導入しております。

本制度の概要につきましては、2018年5月14日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2018年8月21日
(9) 金銭を追加信託する日	2024年10月8日（予定）
(10) 信託終了日（継続後）	2027年8月末日（予定）

2. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得価額の総額	657,500,000 円
(3) 取得する株式の総数	250,000 株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分による取得
(5) 株式の取得時期	2024 年 10 月 8 日 (予定)

以 上